

秋田県庁インターンシップ実施要綱

（要綱の目的）

第1条 この要綱は、秋田県（以下「県」という。）が実施する学生の実習受入れ（以下「インターンシップ」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（インターンシップの目的）

第2条 インターンシップは、次条の実習対象者に対し県における就業体験の機会を設けることにより、学生の就業意識の向上及び県政に対する理解の増進を図ることを目的とする。

（実習対象者）

第3条 インターンシップの対象者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校（大学院及び短期大学を含む。以下「大学等」という。）の学生とする。

（実習生の受入手続等）

第4条 インターンシップにより在籍する学生を実習させようとする大学等の代表者は、インターンシップ実習生受入協議書（別紙様式1）を6月20日までに秋田県総務部人事課長（以下「人事課長」という。）に提出しなければならない。

2 人事課長は、受入の可否及び実習を行う所属を決定し、その旨を当該大学等の代表者に通知するものとする。

（報酬等）

第5条 県は、インターンシップにより県において実習を行う学生（以下「実習生」という。）に対して、報酬・賃金、居住地から実習地までの交通費、食費その他実習に伴ういかなる経済的負担も行わない。

（実習時間）

第6条 実習時間は、原則として月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

（実習プログラム等）

第7条 インターンシップによる実習を行う所属（以下「受入所属」という。）の所属長は、実習生の実習内容、日程等を定めた実習プログラムを定めるものとする。

2 受入所属の所属長は、実習の円滑かつ適切な実施を図るため、当該所属の職員の中から実習担当者を指名するものとする。

（服務）

第8条 実習生は、実習時間は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。

2 実習生は、実習時間中、県職員が遵守すべき法令、条例等を遵守するとともに、人事課長、受入所属の所属長及び実習担当者の指導、指示等に従わなければならない。

3 実習生は、実習により知り得た情報（公開されているものを除く。）を漏らしてはならない。実習終了後においても同様とする。

- 4 実習生は、実習の成果として論文等を外部に発表等をする場合には、事前に受入所属の所属長の承認を得なければならない。
- 5 実習生は、病気等のため予定されていた実習を受けることができない場合には、あらかじめ実習担当者にその旨を連絡しなければならない。やむを得ない場合には、事後速やかに実習担当者にその旨を連絡しなければならない。

（事故責任等）

- 第9条 実習生は、実習中の事故に備え、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。
- 2 実習生が在籍する大学等の代表者（以下「大学等の代表者」という。）及び実習生は、実習生が故意又は過失をもって第8条第1項から第4項までの規定に反する行為により、県又は第三者に対して損害を与えた場合は、これらに対して連帯して責任を負わなければならない。

（誓約）

- 第10条 実習生は、誓約書（別紙様式2）を事前に県に対して提出しなければならない。また、大学等の代表者は、この誓約の遵守について指導徹底するものとする。

（実習の中止）

- 第11条 人事課長は、次の各号のいずれかに該当するときは、実習を中止することができる。
- （1）実習生が第8条の規定による服務義務に従わない場合その他実習を継続することが困難であるとき。
 - （2）実習を継続することにより、業務に支障が生じ、又はそのおそれがあるとき。
 - （3）実習の目的を達成することが困難であるとき。
- 2 人事課長は、前項の規定により、実習を中止する場合には、その旨を大学等の代表者に通知するものとする。

（協定書の締結）

- 第12条 知事及び大学等の代表者は、実習生の身分の取扱等に関し、この要綱に従い協定書（別紙様式3）を作成し、各1通保有するものとする。

（その他）

- 第13条 この要綱に定めるもののほか、インターンシップに関し必要な事項は、その都度人事課長と大学等の代表者が協議のうえ、定めることとする。

附則 この要綱は平成17年6月10日から施行する。

平成19年5月	1日	一部改正
平成20年5月	14日	一部改正
平成22年4月	1日	一部改正
平成23年4月	15日	一部改正
平成24年5月	11日	一部改正

(別紙様式1)

文書番号

令和 年 月 日

(あて先) 秋田県人事課長

大学等名

代表者の職名・氏名

インターンシップ実習生受入協議書

秋田県庁インターンシップ実施要綱第4条第1項に基づき、秋田県におけるインターンシップ実習生の受入れについて、次のとおり協議します。

番号	氏名	学部・学科	学年	受 入 希 望 所 属			受入希望期間	備考
				第1希望	第2希望	第3希望		
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

誓 約 書

令和 年 月 日

(あて先) 秋田県知事

学校名

学部名

学科名

氏 名

私は、インターンシップ実習生として秋田県庁において実習を受けるに当たり、次のとおり遵守することを誓います。

- 1 実習中は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めます。
- 2 実習期間中は、秋田県職員が遵守すべき法令、条例等を遵守するとともに、実習担当者の指導、指示に従います。
- 3 実習により知り得た情報（公開されているものを除く。）は一切漏らしません。実習終了後についても同様とします。
- 4 実習の成果として論文等の外部への発表に際しては、事前に受入所属の所属長の承認を得ます。
- 5 以上の事柄に反する行為をした場合は、秋田県及び損害を与えた第三者に対して自ら責任を負います。また、実習中の事故に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入することとし、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応します。
- 6 病気等のため予定されていた実習を受けられない場合は、あらかじめ実習担当者にその旨連絡します。やむを得ない場合は、事後速やかに実習担当者にその旨連絡します。

秋田県庁インターンシップ実施要綱(以下「要綱」という。)第12条の規定に基づき、秋田県(以下「甲」という。)と。。。大学(以下「乙」という。)は、乙に在学する学生(以下「実習生」という。)にインターンシップをさせることに關し、次のとおり協定を締結する。

1 趣旨

甲は、実習生の就業意識の向上及び県政に対する理解の増進を図ることを目的として、別紙実習生名簿掲載者を実習生として受け入れることとする。

2 実習生の氏名等

実習生の氏名、受入所属及び実習期間は、別紙実習生名簿のとおりとする。

3 報酬等

甲は、実習生に対して、報酬・賃金、居住地から実習地までの交通費、食費その他実習に伴ういかなる経済的負担も行わない。

4 実習生の実習時間

実習時間は、原則として月曜日から金曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。

5 実習生の服務等

- (1) 実習生は、実習時間は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。
- (2) 実習生は、実習時間中、秋田県職員が遵守すべき法令、条例等を遵守するとともに、人事課長、受入所属の所属長及び実習担当者の指導、指示等に従わなければならない。
- (3) 実習生は、実習期間中に知り得た情報(公開されているものを除く。)について、実習期間中はもとより、実習終了後においてもこれを漏らしてはならない。
- (4) 実習生は、学習の成果として論文等を外部に発表等をする場合には、事前に受入所属の所属長の承認を得なければならない。
- (5) 実習生は、病気等のため予定されていた実習を受けることができない場合には、あらかじめ実習担当者にその旨連絡しなければならない。やむを得ない場合には、事後速やかに実習担当者にその旨連絡しなければならない。

6 実習中における事故責任等

- (1) 実習生は、実習中の事故に備え、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。
- (2) 乙及び実習生は、実習生が故意又は過失をもって5の(1)から(4)までの規定に反する行為により、甲又は第三者に対して損害を与えた場合は、これらに対して連帯して責任を負わなければならない。

7 実習の中止

甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、実習を中止することができる。この場合、甲は乙にその旨通知するものとする。

- (1) 実習生が5の規定による服務義務に従わない場合その他実習を継続することが困難であるとき。
- (2) 実習を継続することにより、業務に支障が生じ、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 実習の目的を達成することが困難であるとき。

8 その他

この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 秋田市山王四丁目1番1号

秋田県知事 佐 竹 敬 久

乙

(別紙実習生名簿)

インターンシップ実習生名簿

大学等名: _____

氏名	学部	学科	受入所属	実習期間	備考